

特殊勤務手当の見直しについて(案)

H17.12.5
職員課

1 今回の見直しの基本方針

勤務の特殊性に関する「判断指標」を設定することにより、手当の支給対象業務の判断基準を明確化。
支給額についても基準単価の設定により明確化。

2 見直し方法

- ①特勤条例に定める4つの基本項目について、具体的「判断指標」を設定し、特殊性を判断
↓
- ②特殊性を数値化(「基本的判断指標」+「加算的要因」)
↓
- ③総点数により基準単価を設定(1点=日額300円、2点=日額600円、3点以上日額1,200円)

<基本的判断指標…項目に該当すれば、それぞれ1点>

4つの基本項目:「危険性」、「不快性」、「不健康性」、「困難性」

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。(「職員の給与に関する条例」第11条第1項)

| 項目 | 判断指標 | 具体的業務の例 ()は主な所属 |
|------|------------------------------------|---|
| 危険性 | 生命に及ぶ危険性又はそれに近い身体的な危険性が具体的に予見される業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・崖地、高所等作業現場の足場の不安定さに伴う転落、墜落等の危険性が顕在する業務(県土整備局) ・生命に危険を及ぼす感染の恐れが高い細菌や血液等の物質、物体を取り扱う業務(保健所、衛研、家畜保健衛生所) ・火薬類、高圧ガス爆発等の災害があった危険箇所において行う検査業務(消防課) ・不測、不可避的な暴力行為等による公務災害の発生実績又は発生可能性の顕在(畜産試験場、喜多原学園、精保々) ・夜間、悪天候時等運転手からの視界が不良の中で行われる車両通行下における道路上の作業(県土整備局) |
| 不快性 | 生理的に極度の嫌悪感をもよおす業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・と畜におけると殺直後の検査、検体採取(食肉衛生検査所) |
| 不健康性 | 健康阻害の具体的な可能性が予見される業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・相当長時間当該環境下にさらされることにより健康阻害の恐れがある業務 〔被爆の恐れのある放射線等(保健所、総合療育々、産技々) 有毒物質の充満等(産技々) 水圧等の変化(栽培漁業々々、空港港湾課) 著しい悪臭、騒音、気温等(食肉衛生検査所)〕 |
| 困難性 | 極めて精神的緊張感の強い状況下における業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政目的遂行のため一定程度継続して行われる折衝業務(県税事務所、県土整備局) ・人格形成期にある児童の夜間における少人数職員体制の下での指導業務(喜多原学園、皆成学園) |

<加算的要素…いずれかに該当すれば1点>

- ・災害時等生命の危険性の高い異常環境下における業務(除雪、異常気象時の道路等巡回監視)
- ・人命救助活動、救命救急活動など人命に関わる緊急業務(災害応急作業、へり救助)
- ・相手方が積極的な加害意思、意図をもって暴力的威嚇等を行うような特別な緊張感の下で行われる業務(喜多原学園、取締船「はやぶさ」、麻薬取締員)

3 見直し概要 (知事部局のみ)

一般職員：23 手当 → 17 手当

現業職員：8(1)手当 → 7(0)手当 ※ () 内書きは一般職と重複する手当を除いた数

計(直轄) 24 手当 → 17 手当

| 区分 | 手当名 | 見直し概要 |
|------------------|------------------|--|
| (1) 廃止③ | 漁労手当 | |
| | 特殊自動車運転手当 | |
| | 訓練指導手当 | |
| (2) 他の手当へ振替え・併合⑦ | 税務手当 | 「徴収業務手当」(新設)へ振替え |
| | 精神保健福祉業務手当 | 「困難相談・折衝業務手当」(新設)へ振替え |
| | 家畜保健衛生業務手当 | 農家への巡回指導業務：廃止 家畜伝染病検査業務：「防疫等業務手当」へ併合 家畜を御する業務：「種雄牛馬等取扱手当」へ併合 |
| | 麻薬等取扱手当 | 取締業務手当(新設)へ振替え |
| | 環境衛生検査業務手当 | 大気汚染測定、水質汚濁業務：「特殊現場作業手当」へ併合 廃棄物等立入検査業務：「取締業務手当」(新設)へ振替え |
| | 航空機搭乗業務手当 | 「災害応急作業手当」へ併合 |
| | 特殊自動車運転等業務手当(現業) | 除雪作業：「特殊現場作業手当」へ併合 感染症患者移送：「防疫等業務手当」へ併合 |
| (3) 新設④ | 徴収業務手当 | 県税犯則疑者、督促状を発行してもなおお応じない者に対し直接・強制的に行う徴収業務等 (例) 県税滞納者、県営住宅家賃滞納者、県徴収金未納者 |
| | 困難相談・折衝業務手当 | 当初説明日から起算して1月(又は4回目)を経過した日においてなお終了していない一連の個人に対して行われる相談、折衝業務 (例) 生活保護不支給、DV加害者、用地交渉 |
| | 取締業務手当 | 違法操業業者への立入検査等 (例) 漁業取締り、麻薬及び向精神取締法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、社会福祉法 |
| | と畜検査手当(月額) | 食肉衛生検査所におけると畜検査(調整額廃止に伴う措置) |
| (4) 対象範囲の見直し | | |
| ア 縮小⑥ | 社会福祉業務手当 | 既存の相談業務については、「困難相談・折衝業務手当」として整理 |
| | 放射線取扱手当 | 1週間の間に外部放射線を被曝し、その実効線量が20マイクシーベルト以上であった週に従事した放射線業務に限定 |
| | 航海手当 | 漁業取締業務：「取締業務手当」(新設)へ振替え 航海業務：注意報、警報発令下での作業に限定 |
| | 爆発物検査手当 | 火薬類取締法、高圧ガス取締法等に規定される危険区域、危険施設内で行う調査業務に限定 |
| | 災害応急作業手当 | ダムゲート操作による放流業務の廃止 |
| | 特殊現場作業手当(現業) | 日没から日出時までの間、注意報・警報発令下等運転手からの視界が不良の中で行われるものに限定 |
| イ 拡大④ | 防疫等業務手当 | 衛生環境研究所における細菌、血液等感染症に感染する恐れのある調査研究、検査業務(調整額廃止に伴う措置) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が行う採血、採糞、細菌検査業務(「家畜保健衛生業務手当」から振替え) |
| | 社会福祉業務手当(月額) | 喜多原学園における生活指導を行う児童自立支援専門員、児童生活支援員等(調整数廃止に伴う措置) 皆成学園における起居をともにする保育士(調整数廃止に伴う措置) |
| | 災害応急作業手当 | 「航空機搭乗業務手当」から併合 |
| | 特殊現場作業手当(現業) | 除雪作業を「特殊自動車運転等業務手当」から併合 |

4 単価改正

(1) 単価設定の考え方

日額300円を基本とする。

月額の場合は、日額の18倍(現行どおり:退職手当上常勤職員として認められる日数)

<算出根拠>

勤務の特殊性を給料月額の1号分と評価する。

| |
|---|
| 行政職給料表1～7級までの在職者平均間差額：5,273円×1/18＝293円 → <u>300円</u> (参考：350,115円(平成17年4月における職員の平均給料月額)×1.6%(定昇率)×1/18＝311円) |
|---|

※特殊勤務手当の単価の積算根拠については、昭和23年創設当時の経緯は人事院においても不明であるため、勤務の特殊性を評価した類似の調整額における考え方(創設当時給料の1号分に相当する給料月額の4%を支給。現在は定額化しているが基本的な考え方は変更なし)を参考

(2) 概要

| | 類型Ⅰ(1点) | 類型Ⅱ(2点) | 類型Ⅲ(3点以上) |
|---------------------|--|---|---|
| | 日額 300円 又は潜水手当、災害応急作業手当(航空機搭乗)については時間額 | 日額 600円 又は困難相談・折衝等業務手当については時間額 | 日額 1,200円 又は災害応急作業手当(航空機搭乗)については時間額 |
| 一時的、偶発的、不規則的に発生するもの | <ul style="list-style-type: none"> 特殊現場作業手当 <ul style="list-style-type: none"> 高所:日額220円 坑内:日額560円 放射線取扱手当(日額230円) 種雄牛馬等取扱手当(日額230円) 爆発物検査手当(日額250円) 防疫等業務手当(日額290円) 有害物等取扱手当(日額290円) 航海手当(日額290円) 取締業務手当 (環境衛生検査等業務手当:日額290円) 狂犬病予防等業務手当(日額420円) 潜水手当(時間310円) 災害応急作業手当 (航空機搭乗(飲酒):時間1,900円) | <ul style="list-style-type: none"> 特殊現場作業手当 <ul style="list-style-type: none"> 道路維持・修繕:日額300円 除雪:日額450円 災害応急作業手当 (巡回監視:日額480円) 困難相談・折衝等業務手当 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉業務手当:日額610円 精神保健福祉業務手当:日額330円 用地交渉手当:時間320円 徴収業務手当 (税務手当:日額1,160円) 取締業務手当 <ul style="list-style-type: none"> 麻薬等取扱手当:日額890円 航海手当:日額290円 | <ul style="list-style-type: none"> 災害応急作業手当 <ul style="list-style-type: none"> 応急作業:日額730円 航空機搭乗:時間1,900円 と畜検査手当 (食肉衛生検査所長:調整数1) |
| 恒常的、常態的に発生するもの | 月額 5,500円 (300円×18日) | 月額 11,000円 (600円×18日) | 月額 22,000円 (1,200円×18日) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉業務手当 (皆成学園:調整額4～5) と畜検査手当 (食肉衛生検査所長:調整額2) | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉業務手当 (喜多原学園:調整額3～4) と畜検査手当 (食肉衛生検査所長:調整額2) |

注1 潜水手当、困難相談・折衝等業務手当及び災害応急作業手当(航空機搭乗のうち教育訓練)は時間300円、災害応急作業手当(航空機搭乗のうち前記以外)は時間1,200円とする。

2 太字は減額となる手当

5 その他

- 「医療業務手当」、「夜間看護手当」については、別途給料その他手当への調整を含めて今回の見直しとは別に引き続き検討を行っていく。
- また、船員については、勤務時間の特殊性等を踏まえて、別途給与措置の検討を行っていく。

< 現行手当の検証 >

| 指 標 | 〇…特性が非該当するが、指標等が評価対象あり | | | | △…特性が非該当するが、手当支給するほどでない | | ×…手当支給するほどの危険性ない | | 左以外特殊性 ① 特殊な危険業務、高度な技能が必要ない ② 他の指配(時間外勤務手当)が困難 | 加算的要害 ① 異常時発生時の危険性における業務 ② 相手方が積極的な加害意思をもち、被害を及ぼす恐れがある業務 ③ 人命救助、救急活動 | 総 点 数 | 総合評価 ○…存続 △…短明の見直し (一層も検討) ×…廃止 | |
|---------------------|---|--|--|---|--|---|------------------|---|--|---|-------|---|---------------|
| | 危険性 ① 現場等作業現場の足場の不安定な状態に伴う危険性や感電等の危険性 ② 生業、現場における感電等の危険性 ③ 生命に危険を及ぼす感電の恐れがある現場における感電等の危険性 ④ 火災、爆発、高圧ガス等異常な状況が生じ、危険を伴う場合 ⑤ 不測の事態、突如発生する危険性 ⑥ 異常な状況下における感電等の危険性 ⑦ 夜間、異常気象時における除雪作業 | 不快性 ① 土塵、埃、油、臭気、騒音、振動等の発生による不快性 ② 皮膚が荒れ、汗疹、かぶれ、凍傷等の発生 ③ 有害物質の蒸気、粉塵、放射線等の発生による健康被害の恐れ ④ 著しい悪臭、騒音、気圧低下等長時間にわたる業務 | 不健康性 ① 腰痛、肩こり、頭痛、めまい等の発生 ② 有害物質の蒸気、粉塵、放射線等の発生による健康被害の恐れ ③ 著しい悪臭、騒音、気圧低下等長時間にわたる業務 | 困難性 ① 行政的運営の困難性 ② 人材育成、育成段階における指導の困難性 | 特殊な危険業務、高度な技能が必要ない ② 他の指配(時間外勤務手当)が困難 | 加算的要害 ① 異常時発生時の危険性における業務 ② 相手方が積極的な加害意思をもち、被害を及ぼす恐れがある業務 ③ 人命救助、救急活動 | 総 点 数 | 総合評価 ○…存続 △…短明の見直し (一層も検討) ×…廃止 | | | | | |
| 税務手当 | ① ⑤-1点 | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | × | × | 2 | × | (徴収業務手当へ併合) |
| 防炎等業務手当 | ① ③-1点 | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | |
| 社会福祉業務手当 | ① ⑤-1点 | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | × | × | 2 | × | (福祉業務手当へ併合) |
| 放射線取扱手当 | ◎ | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | △ | |
| 航海手当 | 取替 ◎(⑤-1点) 航海 ◎(⑤-1点) | △ | △ | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | ◎(②-1点) ◎(①-1点) | ◎(①-1点) | 2 | △ | (一部業務手当へ併合) |
| 漁労手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | |
| 理髪等取扱手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | × | ◎(②-1点) | 2 | × | (販路業務手当へ併合) |
| 麻薬等取扱手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | × | × | 2 | × | (販路業務手当へ併合) |
| 船舶係員取扱手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | × | × | 2 | × | (船舶業務手当へ併合) |
| 副都道府県手当 | × | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 0 | × | × | 0 | × | |
| 特殊自動車取扱手当 | × | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 0 | × | × | 0 | × | |
| 建築物資取扱手当 | ◎(④-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | △ | |
| 潜水手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | |
| 潜水手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | |
| 特殊現場作業手当 | ◎(①、②-1点) ◎(⑥-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | ◎(①-1点) | ◎(①-1点) | 2 | ○ | |
| 家畜保健衛生業務手当 | ◎(③-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | × | (防疫等業務手当へ併合) |
| 有害物取扱手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(②-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | |
| 消防衛生業務手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | (消防業務手当へ併合) |
| 巡回監視業務手当 | ◎(⑤-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | × | × | 1 | ○ | (巡回監視業務手当へ併合) |
| 災害対応業務手当 | ◎(①、②、⑤-1点) ◎(⑥-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | ◎(①-1点) ◎(⑥-1点) | ◎(①-1点) | 2 | △ | |
| 航空機乗務員手当 | ◎(①、②-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 3 | ◎(①-1点) ◎(⑥-1点) | ◎(①-1点) | 3 | △ | |
| 航空機乗務員手当 | ◎(①、②-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 3 | ◎(①-1点) ◎(⑥-1点) | ◎(①-1点) | 3 | △ | |
| 特殊自動車取扱手当 (現業のみ) | ◎(③-1点) ◎(⑦-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 1 | ◎(①-1点) | ◎(①-1点) | 1 | × | (現業業務手当へ併合) |
| 社会福祉業務手当 | ◎(⑤-1点) ◎(⑥-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 2 | ◎(①-1点) ◎(⑥-1点) | ◎(①-1点) | 2 | × | 新 設 |
| と畜業務手当 | ◎(③-1点) ◎(④-1点) | × | × | ◎(①-1点) | × | × | × | 3 | ◎(①-1点) ◎(④-1点) | ◎(①-1点) | 3 | × | 新 設 |

、「医療業務手当」、「夜間勤務手当」については、勤務時間の特殊性等を踏まえて、別途給与措置の検討を行っていく。
また、船員については、別途給与措置の検討を行っていく。

各手当毎見直し案

| 項目 | 内容 | 年当額 | HIJ 収入内容 | 見直し案 | 削減 | 削減対象 | 削減額 | 削減率 |
|--------|---|---------|--|---|----|------|-----|-----|
| 医師手当 | 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | 1,100円 | ① 医師手当 月額 1,100円 × 12月 × 50 = 660,000円 日 1,100円 | 見直し案 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | なし | なし | なし | なし |
| 近接業務手当 | 近接業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する業務に従事し、かつ、当該職員が感染症の患者に対する医療に従事していること。 (2) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に従事していること、かつ、当該職員が感染症の患者に対する医療に従事していること。 | 200円 | ② 近接業務手当 月額 200円 × 12月 × 30 = 720,000円 日 200円 | 見直し案 近接業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に従事し、かつ、当該職員が感染症の患者に対する医療に従事していること。 (2) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に従事していること、かつ、当該職員が感染症の患者に対する医療に従事していること。 | なし | なし | なし | なし |
| 住宅手当 | 住宅手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時。 (2) 職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時。 | 11,000円 | ③ 住宅手当 月額 11,000円 × 12月 = 132,000円 | 見直し案 住宅手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時。 (2) 職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時、かつ、当該職員が住宅手当の支給を受けることとなる時。 | なし | なし | なし | なし |
| 医師手当 | 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | 230円 | ④ 医師手当 月額 230円 × 12月 × 30 = 828,000円 日 230円 | 見直し案 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | なし | なし | なし | なし |
| 医師手当 | 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | 59,222円 | ⑤ 医師手当 月額 59,222円 × 12月 × 11人 = 786,924円 日 59,222円 | 見直し案 医師が所属する診療科、及び医師が所属する診療科の患者数、診療時間、診療報酬等に関する事項 | なし | なし | なし | なし |

| ＜一 借機＞ | 用機交抄手当 | 用機交抄手当 | 手当額 | 手当額 | 手当額 | 手当額 | 手当額 | 手当額 | 手当額 | 手当額 |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <p>用機交抄手当は、職員が用機の取替のための折衝業務又は仕立業務の取替に際して、必要となる業務に支給する。</p> <p>地区別折衝業務の取替に際しては、必要となる業務に支給する。</p> | <p>職員の特種勤務手当に関する事項は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> |
| | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> | <p>折衝業務手当は、職員が折衝業務に支給する。</p> <p>(1) 折衝業務 (2) 折衝業務 (3) 折衝業務 (4) 折衝業務 (5) 折衝業務</p> |

